

書類審査

令和元年度 消防団分団運営補助金

評価表 NO.

61

所管部課名	警防課	担当者	林					
事務事業名	非常備消防一般管理費							
根拠法令	薩摩川内市消防局関係補助金交付要綱、消防団分団運営補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	6,250 千円	国県支出金 千円	一般財源 6,250 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	消防団の社会貢献（災害出動、訓練及び行事参加等）		各分団50回	令和6年度				
成果指標②	消防団の活性化（活性化等に関する会議及び研修会等）		各分団10回	令和6年度				
補助対象者	薩摩川内市消防団33分団							
補助対象経費	消防分団の諸行事、訓練参加及び分団内詰所の物品等に係る消耗品に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	① 車庫・詰所等の維持管理に必要な消耗品の購入に関すること。 ② 分団諸行事の運営・活動に関すること。							
補助金額又は 補助率	分類 ☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 各分団150,000円に当該年度の4月1日現在の各分団の実員数に1,000円を乗して得た額							
上記項目の 積算方法	150,000円×33分団+1,000円×1,198名=6,148,000円							
補助を受ける 事業（団体）等の 決算状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	8,536,710	57.2%	8,439,297	57.1%	8,154,150	56.3%
		会費収入	8,512,500	57.1%	8,423,800	57.0%	7,964,600	55.0%
		雑収入	24,210	0.2%	15,497	0.1%	189,550	1.3%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	6,175,000	41.4%	6,165,000	41.7%	6,148,000	42.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	208,072	1.4%	171,033	1.2%	168,776	1.2%
		計	14,919,782	100.0%	14,775,330	100.0%	14,470,926	100.0%
	支出	活動費	10,520,341	70.7%	10,283,685	69.6%	10,047,838	68.4%
		会議費	1,518,910	10.2%	1,519,758	10.3%	1,644,408	11.2%
		消耗品費	979,257	6.6%	996,132	6.7%	943,295	6.4%
		暖房用燃料費	441,886	3.0%	465,033	3.1%	406,924	2.8%
		慶弔費	538,300	3.6%	546,651	3.7%	501,000	3.4%
		備品費	628,246	4.2%	741,941	5.0%	898,084	6.1%
		予備費	92,100	0.6%	53,434	0.4%	75,184	0.5%
		（翌年度繰越金）	171,034	1.1%	168,776	1.1%	177,302	1.2%
		計	14,890,074	100.0%	14,775,410	100.0%	14,694,035	100.0%
		支出計/前年度支出計			99.2%		99.4%	
		自己資金/前年度自己資金			98.9%		96.6%	
		翌年度繰越金/市補助金		2.8%	2.7%		2.9%	
	交付件数		33		33		33	
	成果指標の推移①		52		48		51	
	成果指標の推移②		8		7		8	
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」消防団への支援の仕組みについて全体的な調整・検討が必要である。 【前回評価への回答】消防団活動活性化等委員会及び消防団の各種会議で、消防団の支援優遇制度や消防団組織の見直し等について調整、検討している。平成29年度費用弁償を1日4,500円から1回につき5,200円へ改正。令和2年度は、組織見直しとして、負担軽減を図り特定の業務のみに従事する機能別消防団員を導入予定。 【事業のPR方法】消防の伝統文化継承のため「薩摩川内火けし保存会」も発足し、出初式等で演技披露。また、Facebook、ホームページ等を活用して消防団活動をPRしている。 【費用対効果】消防団活動をはじめ、薩摩川内火けし保存会、女性分団の活動が活発となり、高評価で視察研修が増加。 【補助事業以外の事業】各地域の花火大会警備、駅伝やマラソン大会警備等、各種地域行事へ積極的に参加。 【その他】地域外勤務者や少子高齢化に伴い、消防団員確保が困難であり地域防災力の低下が懸念されるため、引続き、処遇改善、支援の仕組みについて調整、検討を行う。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	事業の実施により消防団活動の円滑化、更に地元地域防災組織への充実強化に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域の各種行事等への自発的参加、また、管轄地域の災害活動の中核的存在として住民の安寧秩序の保持と社会公共福祉の増進に貢献している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、防災の要とする消防団は地域住民からの信頼と期待が多いため必要な事業を行うことで、地域住民の安全と安心に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められ、同法の目的には、行政として支援が必要である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	消防団は、生業の傍ら、休日等を利用し各種訓練や災害時の業務遂行いただいているため、行政としては、個人負担の軽減をするべきであるが、補助金交付が見込まれない場合は、費用負担が困難なため、個人負担が増加する。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	各分団より、年間計画書や予算書及び清算書を提出し、経費等を明確に報告しているため、補助対象として妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（消防団等充実強化法）が定められており、必要不可欠である。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

消防団分団運営補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市消防局関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 215 号）第 2 条の表に掲げる消防局関係の補助金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 消防団分団運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 消防団分団運営補助金の交付を申請した消防団分団（以下「申請者」という。）が作成した事業計画に基づき、分団運営における諸行事の実施及び施設の管理等、消防団分団の健全な活動の推進に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の早期達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第 3 条 消防団分団運営補助金の額は、各分団 150,000 円に当該年度の 4 月 1 日現在の各分団の実員数に 1,000 円を乗じて得た額とする。

(補助対象経費)

第 4 条 消防団分団運営補助金は、分団の活動に際し、分団内詰所等の消耗品に要する経費及び軽微な施設の管理等に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第 5 条 補助事業者は、規則第 5 条に基づく申請書類を市長に提出するものとする。

- 2 消防団分団運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 5 月 30 日とする。

(交付の基準)

第 6 条 消防団分団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に消防団分団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 消防団分団運営補助金の実績に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 消防団分団運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、分団が実施した活動実績により測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 消防団分団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の地域防災活動が円滑に推進されるよう積極的に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は消防局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 消防団分団運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。